

山形県立山形養護学校高等部に関するQ & A

Q 山形養護学校ではどんな人が学習していますか。

A 山形養護学校は、病弱者を対象とする特別支援学校です。したがって、病気のある人が、学習しています。

特別支援学校(病弱)が対象とする障がい(病気)の程度は、学校教育法施行令第22条3に次のように示されています。

- 一 慢性疾患、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び精神疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

Q どのような障がい(病気)の人が入れますか。

A 文部科学省では、令和3年6月30日に「障害のある子供の教育支援の手引き ～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」に対象となる疾患名が記載されています。(P.195～214に記載)

- ①悪性新生物、②腎臓病、③気管支喘息(ぜんそく)、④心臓病、⑤糖尿病、⑥血友病、⑦アレルギー疾患、⑧てんかん、⑨筋ジストロフィー、⑩整形外科的疾患、⑪肥満(症)、⑫心身症、⑬うつ病等の精神疾患、⑭重症心身障害、⑮その他、が挙げられています。

発達障がいのある方が本校を希望される場合がありますが、⑬うつ病等の精神疾患には、「発達障害の子供は、それだけでは特別支援学校(病弱)の対象ではない。」とあります。

Q どのような学習をしていますか。

A 通常の高等学校の学習を行う単一障がい学級、主たる障がいは病弱で知的障がいを併せ持つ人が学習する重複障がい学級、病状から学校に通学して学習するのが困難な人が学習する訪問教育があります。本校のホームページにそれぞれの教育課程についての説明を載せていますのでご覧ください。

Q 中学校の特別支援学級(知的障がい)に在籍していますが、病気もあります。このような場合、知的障がいと病弱のどちらの特別支援学校が対象になりますか。

A 主たる障がいが、知的障がいと病弱のどちらにあるかによって受検する特別支援学校が決まります。中学校で知的障がいの特別支援学級に在籍している場合、主たる障がいは知的障がいとされていることとなりますので、通常は知的障がいの特別支援学校が対象になります。

Q 登校時間等について教えてください。

A 通学するときの登校時間は、毎朝8:20～8:30です。下校時刻は、15:00です。長期休業の前後や、行事のある日は登下校時刻が変更になることがあります。

訪問教育は、教員が家庭を訪問し学習する時間もあります。

Q 職員に看護師がいますが、病気の状態を看護師がみてくれるのですか。

A 本校の看護師は、医療的ケアのために配置されていますので、在籍生徒の病気の状態をみたり看護をしたりすることはできません。通常の学校と同様に、登校後に学習の継続が難しくなったときには、保護者に連絡しますので通院して適切な治療を受けてください。

Q 高等部に入学するにはどうすればよいのですか。

A 本校の高等部についてよく知ることが大切です。以下の①～③に参加してください。

①学校見学・体験学習（中学1・2年生時に在籍校等を通して各自申し込みください。）

②入学者選考説明会（受検について説明します。中学3年生は必ず参加してください。）

③進路等教育相談（志願する場合は必ず受けてください。受検資格の有無を判断します。）

①②③を行ったうえで入学願書等の書類を提出し、入学者選考を受検し合格したら入学できます。

Q 学校見学や体験学習を行うのはなぜですか。

A 学校見学や体験学習をすることによって以下の3つが期待されます。中学1・2年生が対象です。中学3年生になるまでには行ってください。

①体験をすることで、特別支援学校を理解することができます。

②自分事として、進路を主体的に考えられるようになります。

③スケジュールを把握し、計画的に進路を考えることができるようになります。

Q 進路等教育相談とは何ですか。

A 志願する場合は、進路等教育相談を受けなくてはなりません。

①将来の進路等を踏まえ、自分に適した学校なのか適切な学びの場なのかを相談できます。

②今後、中学校で積み上げるべき学習について知ることができます。